

各市町村教育委員会  
学校教育指導主管課長 様  
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁  
市町村教育室小中学校課長  
教育振興室保健体育課長

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」の改訂について

令和 4 年 4 月 27 日付けでお示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」について、別添のとおり改訂いたします。

主な改訂箇所については、以下のとおりとなります。

つきましては、貴所管学校園に周知いただくとともに、引き続き基本的な感染症対策にご留意願います。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

#### 【主な改訂箇所】

○大阪モデルの各ステージに対応した「府立学校の教育活動等について」を整理（P. 5～）

○メリハリのあるマスクの着脱について、マスクの着用が不要な場面、積極的にマスクを外すよう指導する場면을明示（P. 19～）

＜マスクの着用が不要な場面＞

（屋外）

- ・原則マスクの着用は不要（会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合マスク着用を推奨）

（換気が行われている屋内）

- ・会話がない場合
- ・会話する際でも、十分な身体的距離が確保できる場合（会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合にはマスク着用を推奨。また、換気が困難な状況で、会話を行う場合はマスクの着用を推奨。）

○具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について対策例を修正（P. 29～）

- ・各教科等について、別添資料 11 を削除。活動の状況に応じて、換気、身体的距離の確保や手洗いなどに留意して実施。（P. 30～）
- ・儀式的行事等について、保護者等の人数を制限しない。（P. 31～）
- ・給食については、食育等、教育的観点から「黙食」とする必要はない。（P. 32～）

#### 【連絡先】

- 教育活動に関すること  
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886
- 保健指導・衛生管理に関すること  
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365